公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１１５２号
札幌市豊平区月寒東３条18丁目５番13号　白ゆりハイツ３号
債務者　稲野　大祐
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２９４号
札幌市中央区南12条西８丁目３番10―503号
債務者　濵川　秀人
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４８９号
札幌市東区北30条東19丁目５番１号　元町コーポラス202号
債務者　福井　美鈴
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３４号
釧路市川端町４番８号　ペンション桜６号室
債務者　雫石　眞一
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１７号
岩手県二戸郡一戸町西法寺字諏訪野62番地　大矢アパート
債務者　泉久保義孝
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第１５号
群馬県沼田市高橋場町4912番地　県営住宅1974Ｃ―38号
債務者　萩原真由美（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２９年（フ）第８４９号
さいたま市桜区大字神田315番地２　第５井上マンション106、旧住所さいたま市桜区大字神田517番地　神田団地221号
債務者　藤林梨香子（旧姓村瀬）
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８６０号
さいたま市北区宮原町２丁目21番地18　ラフィーネⅢ207号室、旧住所福岡県うきは市浮羽町高見201番地１
債務者　杉　　良美
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８７０号
さいたま市大宮区三橋１丁目481番地　ワコーレ大宮402
債務者　伊藤　　博
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９０２号
埼玉県白岡市小久喜927番地３　ローヤルシティ白岡第２―1001
債務者　永田　美和（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９４１号
さいたま市岩槻区太田１丁目９番26―203号
債務者　前田　隆行
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９４２号
さいたま市岩槻区太田１丁目９番26―203号
債務者　前田由美子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１００５号
埼玉県加須市諏訪１丁目18番27号
債務者　梅澤　清美
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４５６号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地636番地１松伏つきひじ団地205号
債務者　水原　賀代
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５０２号
埼玉県草加市谷塚上町458番地32、旧住所埼玉県草加市旭町６丁目１番17―201号
債務者　小泉　芳信
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４０６号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井845番地99
債務者　小林　雅士
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部